(3)対象となる研究者、研究機関及び資金配分機関

- 対象となる研究者は、対象となる競争的資金の配分を受けて研究活動を行っている研究者。
- 対象となる研究機関は、それらの研究者が所属する機関、又は対象となる競争的資金を受けている機関。
- 対象となる資金配分機関は、文部科学省、独立行政法人科学技術振興機構及び独立行政法人日本学術振興会。

3. 告発等の受付

(1)告発等の受付体制

○ 研究機関及び資金配分機関は、研究活動の不正行為に関する告発等の窓口を各々<u>設置</u>。

(2)告発等の取扱い

- 告発は、原則<u>顕名</u>とし、不正行為を行ったとする<u>研究者及び研究グループ、不正行為の態様、事案の内容</u>が明示され、かっ不正とする<u>科学的合理的理由</u>が示されていること。
- <u>匿名による告発</u>があった場合、研究機関等は<u>告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱い</u>ができる。
- 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合、匿名の場合に準じて取扱う。

(3)告発者・被告発者の取扱い

- 告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、<u>関係者の秘密保持を徹底</u>。
- <u>悪意に基づく告発防止</u>のため、そのことが判明した場合、氏名の公表や懲戒処分がありうることなど を周知。

4. 告発等に係る事案の調査

(1)調査を行う機関

- 原則として、告発された研究者が所属する研究機関が調査を実施。複数の研究機関による合同調査もありうる。
- 被告発者が研究機関に所属していなかった場合や、研究機関による調査の実施が極めて困難であると、資金配分機関が 特に認めた場合、当該資金配分機関が調査を実施。

(2)告発等に対する調査体制・方法

[予備調查]

○ 調査を行う研究機関等は、告発を受付けた後速やかに<u>内部的に予備調査を実施</u>。その結果、<u>本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を実施</u>。本調査を行わないものと判断した場合、その旨を理由とともに告発者に通知。

[本調査]

- 本調査に当たっては、当該研究分野の研究者であって<u>当該調査機関に属さない者を含む調査委員会を設置</u>。調査委員 は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 本調査は、論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより実施。 この際、被告発者の弁明の機会を担保。告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全。
- 資金配分機関の求めがあれば、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関に提出。

(3)認定

- 調査委員会は本調査の開始後、相当の期間(例えば概ね150日)内に、<u>不正行為が行われたか否か</u>、不正行為と認定された場合はその<u>内容、不正行為に関与した者とその度合、論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認</u>定し、調査機関に報告。
- 不正行為がなかったと認定される場合、<u>調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨</u>を認定。

[不正行為の疑義への説明責任]

- 調査において、被告発者が疑惑を晴らそうとする場合、<u>自己の責任において科学的根拠を示して説明</u>しなければならない。
- 被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。ただし、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を示すことができなくなった場合を除く。

〔調査結果の通知及び報告〕

- 調査機関は、調査結果を速やかに告発者、被告発者及び資金配分機関に通知。資金配分機関は文部科学省に報告。
- 悪意に基づく告発との認定があった場合、調査機関は告発者の所属機関に通知。

[不服申立て]

○ 不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、<u>調査機関が定めた期間内に不服申立て</u>ができる。不服申立ての審査は調査委員会が実施。

[調査結果の公表]

○ 調査機関は、不正行為が行われたとの認定があった場合、速やかに調査結果を公表。

5. 告発者及び被告発者に対する措置

(1)調査中における一時的措置

○ 被告発者が所属する<u>研究機関</u>は、本調査の実施が決まった後、調査結果の報告を受けるまでの間、<u>告発された研究に係る研究費の支出を停止</u>することができる。